

令和2年度 (株) ゆめサポート南相馬 創業者支援事業 (概要)

受付締切/令和2年8月17日(月)17時必着

支援対象者

南相馬市に事務所・事業所を開設し、操業開始時点で創業者が市内に住所を有している事業者

- ①南相馬市に事務所・事業所を所有する事業者
- ②対象となる事業とは、中小企業基本法に定める中小企業者又はそれらにより構成するグループ、中小企業者が組織する組合等、特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人若しくは負担金の対象期間内に南相馬市において創業する者とする。

※支援対象事業者の事業計画書が株式会社ゆめサポート南相馬が設置する創業者支援事業審査委員会で承認を受ける必要があります。

支援対象事業

主に南相馬市内の拠点等で新たに創業されるもの

- ①該当地域において必要性が認められる事業を行うことで、需要や雇用を創出する事業であること。
- ②負担金の交付完了後も持続的に事業を営むことが可能であり、地域経済の活性化に資する事業であること。
- ③業務提携契約日から令和3年1月末日までの間に応募者本人が中小企業、企業組合、協同組合、特定非営利活動法人その他の法人の設立又は個人開業を行い、自ら主体となって営む事業であること。

支援対象経費

- ① 法人設立経費
- ② 事務所賃借料
- ③ 住居賃借料
- ④ 改装費
- ⑤ 雇用
- ⑥ 研究開発費
- ⑦ 販路開拓費
- ⑧ 利子補給金
- ⑨ クラウドファンディング手数料

負担率等

支援対象経費合計額の3/4～1/2以内 負担金の上限額600万円

- ・旧避難指示内区域：3/4～2/3 負担金の上限額600万円
- ・旧避難指示区域外：2/3～1/2 負担金の上限額500万円

※同一事業者が負担金の交付を受ける期間は、最長3年間とする。

※2年目の負担割合は変更有

募集期間

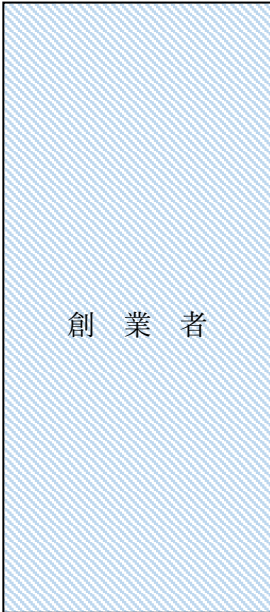
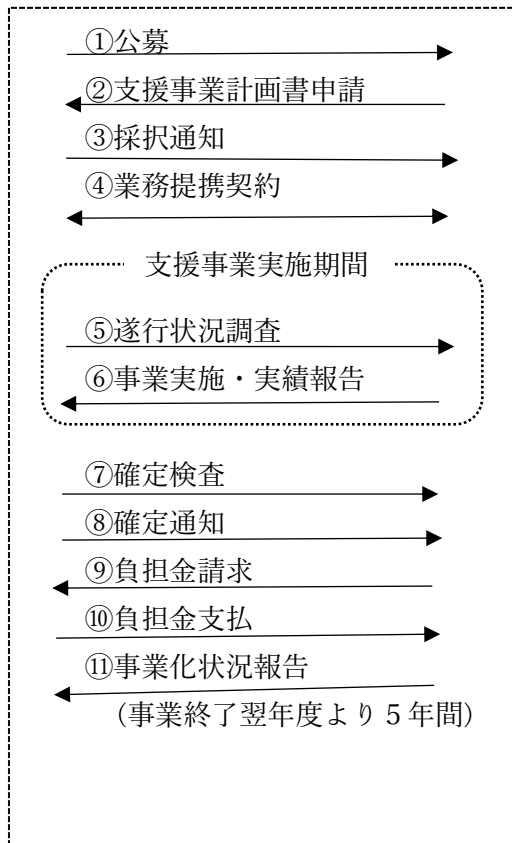
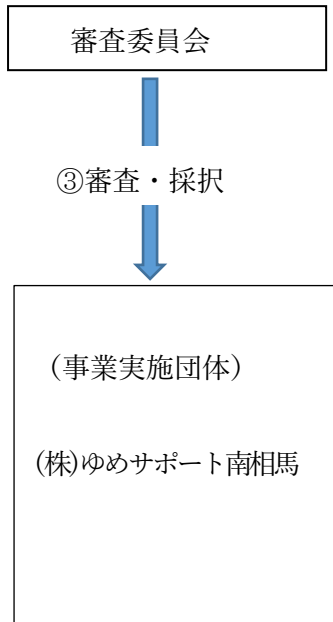
令和2年7月20日(月)～令和2年8月17日(月)17時必着

詳細について

<http://www.yumesupport.co.jp/>又はゆめサポート南相馬「創業者支援事業 事務局」までお電話でお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 創業者支援事業 事務局 (株)ゆめサポート南相馬内)
電話 0244-25-3310

事業のスキーム



(⑤以降は支援事業採択者のみ)